

# 令和7年度 小布施町 保育園・認定こども園の入園申込について

## 目次

1.	小布施町内の教育・保育施設について	1
2.	教育・保育認定について	2
3.	令和7年度入園手続きについて	4
4.	申し込みに必要な書類について	6
5.	利用者負担額（保育料）・給食費について	7
6.	子育て支援事業について	10
7.	病児・病後児保育について	11
8.	入園に関するよくあるお問い合わせ（Q&A）	13



小布施町教育委員会子ども課  
子ども家庭支援係（小布施町役場2階）  
☎026-214-9110



# 1. 小布施町内の教育・保育施設について

## ○保育園

保護者の就労などのため、保育を必要とする子どもの保育を行う施設です。

## ○認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。保護者が働かなくなった場合など就労状況が変わった場合も、継続して利用が可能です。

### 町立保育園・認定こども園

#### ◆ わかば保育園



小布施町大字小布施1200-3  
☎026-247-3342

定員：140人  
小布施駅の近くにある保育園です。  
長野電鉄の線路が近くにあるので、お散歩などで電車を見ることができます。

#### ◆ つすみ保育園



小布施町大字中松711  
☎026-247-2044

定員：120人  
雁田山の近くにある保育園です。  
自然に囲まれているため、色々な所へお散歩に行きます。  
園庭にある築山が大人気です。

#### ◆ 認定こども園栗ガ丘幼稚園



小布施町大字都住550-1  
☎026-247-4424

定員：160人  
歴史民俗資料館の近くにあるこども園です。  
廊下の広い園舎で日当たりも良好です。  
リトミックを通じ、豊かな心を育てています。

### 企業主導型保育事業所

#### ◆ みらいく小布施



みらいく小布施第1 小布施町大字福原54-5  
みらいく小布施第2 小布施町大字福原56-1  
☎026-214-6730

6か月～2歳児のお子さんが入園対象です。  
園児構成が「企業枠」と「地域枠」に分かれ、総定員のうち一定の割合は提携している企業のお子さんを預かり、残りが地域のお子さんの預かりとなります。

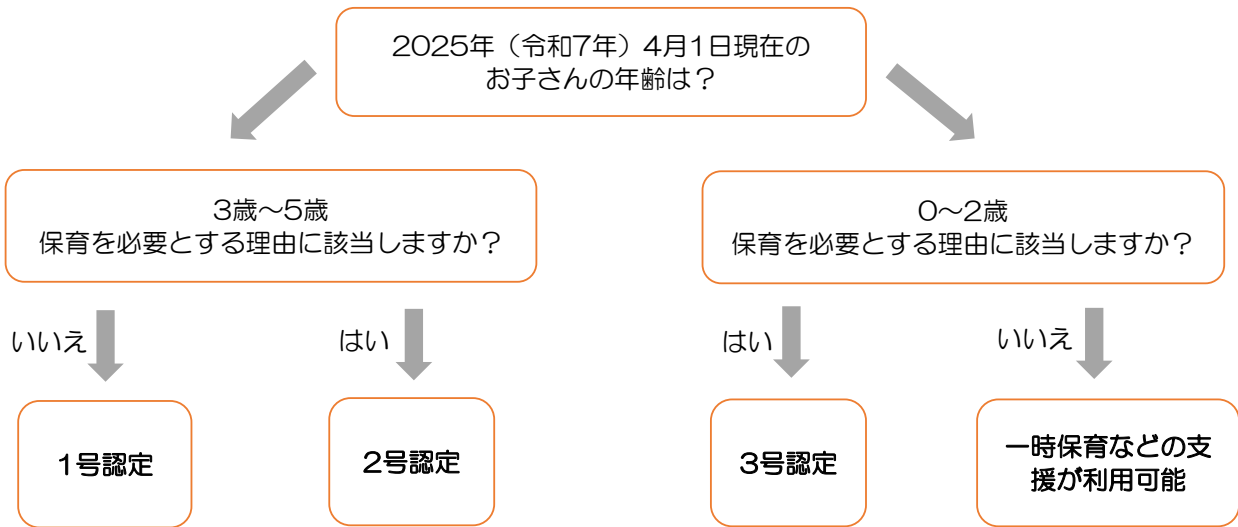
※申込・入園については直接施設へお問い合わせください。

## 2. 教育・保育認定について

教育・保育施設を利用する際は、子ども・子育て支援制度による「支給認定」の申請が必要です。保護者の就労状況など利用希望に応じて、3つの支給認定と保育必要量の区分が設けられています。

2・3号認定を受ける場合は、保育の必要性を認定するため、家庭で保育できない証明書類を保護者全員分ご提出いただき、確認・審査を行います。

### 認定区分チャート



### 認定区分一覧

支給認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる園	保育必要量	利用できる時間	保護者の就労時間の条件
1号認定 (教育認定)	3歳以上	なし	認定こども園栗ガ丘幼稚園	/	9:00～15:00 (最大6時間)	なし
2号認定 (保育認定)	3歳以上	あり	認定こども園栗ガ丘幼稚園 わかば保育園 つすみ保育園	短時間	8:30～16:30 (最大8時間)	月64時間以上
				標準時間	7:30～18:30 (最大11時間)	月120時間以上
3号認定 (保育認定)	3歳未満	あり	認定こども園栗ガ丘幼稚園 わかば保育園 つすみ保育園	短時間	8:30～16:30 (最大8時間)	月64時間以上
				標準時間	7:30～18:30 (最大11時間)	月120時間以上

※ わかば保育園、つすみ保育園は生後8か月以降から入園できます。認定こども園栗ガ丘幼稚園は、令和7年4月1日時点で1歳以降のお子さんが入園できます（0歳児の入園はできません）。

※ 両親ともに就労時間が月120時間以上の場合は、短時間・標準時間どちらも利用できます。両親のうち1人の就労時間が月120時間未満の場合は、短時間のみ利用できます。

## 保育を必要とする理由と認定期間

保育を必要とする理由	条件	保育の必要量	認定期間
就労	児童の保護者が1か月あたり64時間以上の就労をしていること	1か月120時間以上の就労 →標準時間 1か月64～120時間未満の就労 →短時間	小学校就学までもしくは保護者が就労している間
妊娠・出産	児童の保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	実情に応じて	出産前3か月（出産月を含む） 出産後3か月（出産月を含まない）
保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があること	実情に応じて	実情に応じて
同居又は長期入院などしている親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人などがいて、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっていること	実情に応じて	実情に応じて
災害復旧	火災、風災害、地震などによる復旧の間	実情に応じて	実情に応じて
求職活動（起業準備を含む）	児童の保護者が求職活動を継続して行っていること	保育短時間	3か月以内
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	児童の保護者が1か月あたり64時間以上の就労をしていることか月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	実情に応じて	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	育児休業取得時に保育を利用している子どもが、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合	保育短時間	実情に応じて
その他、上記に類する状態として町長が認める場合		実情に応じて	実情に応じて

### 保育を必要とする理由に関する注意事項

#### ◆就労

- ・フルタイム、パート、農業、自営業、居宅内労働などを就労に含みます。
- ・家事、家業手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。

#### ◆妊娠・出産

- ・入園可能な期間は、基本的には出産予定日の3か月前（出産月を含む）から出産月の3か月後（出産月を含まない）の月末までです。

・期間終了後も保育の継続を希望する場合は手続きが必要です。原則、継続することができる理由は「就労」か「育児休業」のみです。

#### ◆保護者の疾病、障害

- ・治療または療養の期間が原則として、1か月以上のもので、疾病、障害によって常態的に児童の保育に支障がある場合に限ります。

#### ◆同居または長期入院などしている親族の介護・看護

- ・介護・看護を受ける方の状態や介護・看護に要している時間を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。

#### ◆求職活動

- ・面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動や、求職サイトや派遣会社への登録等の活動に限ります。

・入園から3か月以内に就労証明書を提出することで、継続して保育園等が利用できますが、提出がない場合には、退園していただきます。

#### ◆育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること

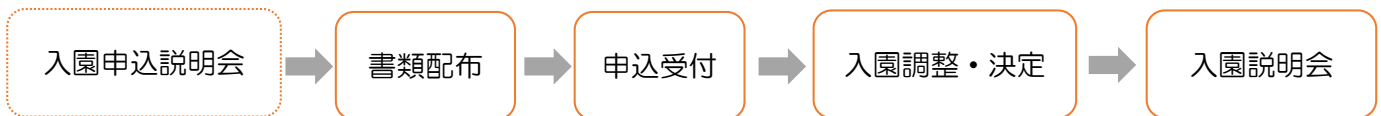
- ・育児休業法等による育児期間中が対象です。
- ・育児休業取得時に既に保育園等を利用している子ども（育児休業の対象となる子どもを除く）は、保護者の希望により特例で継続利用が可能です。

・育児休業を理由に新規利用はできません。（継続利用のみ）

### 3. 令和7年度入園手続きについて

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月まで）の入園申し込みを下記の期間受け付けます。令和7年度中に入園を希望される方は、内容をよくご確認のうえお申し込みください。

#### スケジュール・申込方法



#### ◆ 書類配布

令和6年9月18日（水）～

町立3園及びエンゼルランドセンター、教育委員会子ども課、ホームページにて配布

#### ◆ 申込受付期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月18日（金）

※期間後の申し込みについては入園できない場合があります。

#### ◆ 申込先

第1希望の園または町教育委員会子ども課子ども家庭支援係（小布施町役場2階）

#### ◆ 入園調整

定員を超える申し込みがあった場合は、児童の家庭、保護者の就労状況等を考慮し入園を調整させていただきます。希望の園から入園先を異動していただく場合は、個別に連絡し相談の上、決定させていただきますのでご協力をお願いします。（入園は申し込み順ではありません。）また、未満児（0～2歳児）については受入可能人数が少なく入園がかなわないこともあります。予めご了承ください。

#### 申込多数であった場合の入園の優先基準（小布施町保育の必要性の認定に関する規則第5条）

- (1) ひとり親家庭
- (2) 生活保護世帯
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待又は配偶者等からの暴力のおそれがある場合その他社会的養護の必要性がある場合
- (5) 子どもが障がいをもつ場合
- (6) 育児休業後に復職し、又は復職する予定である場合
- (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 地域型保育事業による保育を受けていた場合
- (9) その他町長が認める場合（保護者又はきょうだい等が長期の入院、治療、療養を必要とする場合、被災等により家屋や事業等の復旧、復興が長期にわたる場合など）

#### ◆ 入園決定

2月上旬までに保育利用決定通知書によりお知らせ予定

#### ◆ 入園説明会

2月中旬を予定

※ 現在、在園していて継続希望の方も必ず毎年申し込みが必要です。

※ 妊娠中で育休明けや転入等で年度途中からの入園を希望される場合も、この期間内に申し込みをしてください。

## 延長保育について

通常保育時間を超える時間帯について、延長保育を実施しています。月契約利用の場合は入園時または利用開始前に別途申し込みが必要です。

### ◆ 1号認定

預かり保育時間	月契約利用料金	日臨時利用料金
7:30~8:30	1,000円	100円
15:00~16:00	1,000円	100円
16:00~17:00	1,000円	100円
17:00~18:00		100円
18:00~19:00		100円

### ◆ 2、3号認定

保育短時間	延長保育時間	月契約利用料金	日臨時利用料金
	7:30~8:30	1,000円	100円
	17:00~18:00	1,000円	100円
	18:00~19:00	1,000円	100円

保育標準時間	延長保育時間	月契約利用料金	日臨時利用料金
	18:30~19:00	500円	50円

## 令和7年度年齢表

年齢	生年月日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日～

## 小布施町以外の施設を利用または転出・転入に伴う申し込み

### ◆ 小布施町在住で他市町村の保育園や認定こども園等へ入園（継続）を希望する場合

- 小布施町教育委員会へ申し込みを行ってください。
- 入園の調整は、希望する保育所の所在する市町村が行います。その市町村の住民が優先されますので、ご希望に添えない場合があります。
- 保育料は小布施町が決定した金額をお支払いただきます。

#### 町外の保育園や認定こども園等を利用できる主な理由

- (1) 保護者の就労場所が希望の保育園等の所在する市町村にある場合
- (2) 里帰り出産で実家等の援助が必要な場合

### ◆ 小布施町以外の保育園や認定こども園等の利用を希望し小布施町から転出する場合

- 転出先市町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、直接お申し込みください。

### ◆ 小布施町に転入予定で転入前に入園申し込みをされる場合

- 入園までに転入届をしてください。転入届をすることを前提にお申し込みを受け付けます。

## 4. 申し込みに必要な書類について

- ① 【全員】「支給認定申請書 兼 利用申込書」
- ② 【2・3号認定のみ】両親分の保育を必要とする理由に応じた添付書類 ※1
- ③ 【新規のみ】マイナンバーカードまたは通知カードのコピー（児童・両親分）
- ④ 【新規のみ】代表保護者の運転免許証等のコピー（写真付きマイナンバーカードの写しを添付した場合は不要）

※1 保育を必要とする理由に応じた添付書類（両親それぞれ該当するものを提出）

保育を必要とする理由	添付書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙および出産予定日が記載されているページ）
保護者の疾病、障害	障害者手帳等の写しまたは診断書
同居または長期入院などしている親族の介護・看護	障害者手帳等の写しまたは診断書など
災害復旧	り災証明書
求職活動	就労証明書（入園3か月以内に提出）
就学	在学証明書など
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	就労証明書
その他、上記に類する状態として町が認める場合	面接、町長が必要と認める書類

※ 兄弟で入園を希望される場合も「支給認定申請書兼利用申込書」はそれぞれ提出してください。（添付書類はコピー可）

※ 提出した書類の内容に変更（転居・転出・保護者の休職・辞職・転職・廃業、産前産後休暇取得等）があった場合（入園後含む）には、速やかに教育委員会子ども課子ども家庭支援係または園へ連絡してください。

※ 不足書類がある場合は、保育の必要性が確認できないため、受付できません。



## 5. 利用者負担額（保育料）・給食費について

### 令和6年度 小布施町 保育料（月額）一覧表

- 令和元年10月より、3歳以上児の保育料が無償化されました。
- 保育料の算定は、保護者（父、母）の市町村民税課税額により階層別に決定します。
- 4月～8月の保育料は前年度の市町村民税課税額、9月～3月分の保育料は現年度の市町村民税課税額により決定します。

3号認定（3歳未満児クラス）				
階層区分			保育 標準時間	保育 短時間
生活保護世帯		第1	0	0
町民税非課税世帯		ひとり親/障がい者世帯	第2-1	0
		上記以外の世帯	第2-2	0
町民税均等割のみ課税世帯		ひとり親/障がい者世帯	第3-1	3,650
		上記以外の世帯	第3-2	8,300
町民税所得割課税額	48,600円未満	ひとり親/障がい者世帯	第3-3	5,800
		上記以外の世帯	第3-4	12,600
	48,600円以上～72,800円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-1	5,800
		上記以外の世帯	第4-2	17,100
	72,800円以上～77,100円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-3	5,800
		上記以外の世帯	第4-4	21,500
	77,100円以上～97,000円未満		第4-5	26,000
	97,000円以上～133,000円未満		第5-1	34,000
	133,000円以上～169,000円未満		第5-2	41,500
	169,000円以上～211,200円未満		第6-1	47,000
	211,200円以上～235,000円未満		第6-2	49,300
	235,000円以上～301,000円未満		第6-3	51,600
301,000円以上～349,000円未満		第7-1	52,400	
349,000円以上～397,000円未満		第7-2	53,500	
397,000円以上		第8	54,700	

### 保育料の軽減について

国の制度により、同一世帯から保育所等に2人以上入所している場合、第2子は半額、第3子は無償化とされています。また、町では令和6年度4月から国の制度の対象外となっている世帯について保育料の軽減を拡充しています。

対象児童	条件	軽減割合
第1子	町民税所得割課税額57,700円未満の世帯	50%
第2子	ひとり親/障がい者世帯（第3-1、3-3、4-1、4-3階層）	100%
	町民税所得割課税額57,700円未満の世帯	100%
	町民税所得割課税額57,700円以上の世帯	50%
	第1子が保育所等に在園している（認可外保育施設を除く）	50%
第3子以降	条件なし	100%

## 令和6年度 町内認定こども園・保育園の給食費一覧表

- 3歳未満児は、保育料に「主食（ごはん・パン・麺）費」と「副食（おかず・おやつ・牛乳）費」が含まれており、主食・副食を施設側が用意する「完全給食」を全ての園で実施しています。
- 3歳以上児の無償化となった保育料には、「主食費」も「副食費」も含まれていません。
- 認定こども園栗ガ丘幼稚園は、主食、副食を施設側が用意しますので「主食費」「副食費」をお支払いいただきます。わかば保育園、つすみ保育園は家庭から主食を持参する「副食給食」となりますので、「副食費」をお支払いいただきます。

### 第1子、第2子の数え方

- ◆1号認定では、年少から小学校3年生までの範囲内で最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子と数えます。
- ◆2、3号認定では、小学校就学前の範囲内で最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子と数えます。
- ※ ただし、第1子が成長して上記各範囲外となった場合は、それまで第2子だった子どもを第1子と数えます。

### ◆ 1号認定

認定こども園栗ガ丘幼稚園																																							
階層区分				主食費			+	副食費																															
				第1子	第2子	第3子		第1子	第2子	第3子																													
生活保護世帯		第1		0	0	0		0	0	0																													
町民税非課税世帯		第2-1		0	0	0		0	0	0																													
		第2-2						0	0	0																													
町民税均等割のみ課税世帯		ひとり親/障がい者世帯		1,500			+	3,000																															
		上記以外の世帯																																					
町民税所得割課税額	48,600円未満の世帯		ひとり親/障がい者世帯								1,500			+	3,000																								
			上記以外の世帯																																				
	48,600円以上～72,800円未満		ひとり親/障がい者世帯															1,500			+	3,000																	
			上記以外の世帯																																				
	72,800円以上～77,101円未満		ひとり親/障がい者世帯																						1,500			+	3,000										
			上記以外の世帯																																				
	77,101円以上～97,000円未満		第4-1																													1,500			+	3,000			
	97,000円以上～133,000円未満		第4-2																																				
	133,000円以上～169,000円未満		第4-3																																				
	169,000円以上～211,200円未満		第4-4																																				
211,200円以上～235,000円未満		第5-1																																					
235,000円以上～301,000円未満		第5-2																																					
301,000円以上～349,000円未満		第5-3																																					
349,000円以上～397,000円未満		第5-4																																					
397,000円以上		第5-5																																					

◆ 2号認定

わかば保育園・つすみ保育園						
階層区分			副食費			
			第1子	第2子	第3子	
生活保護世帯		第1	0	0	0	
町民税非課税世帯	ひとり親/障がい者世帯	第2-1	0	0	0	
	上記以外の世帯	第2-2	0	0	0	
町民税均等割のみ課税世帯	ひとり親/障がい者世帯	第3-1	0	0	0	
	上記以外の世帯	第3-2	0	0	0	
町民税所得割課税額	48,600円未満	ひとり親/障がい者世帯	第3-3	0	0	
		上記以外の世帯	第3-4	0	0	
	48,600円以上～72,800円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-1	0	0	
		上記以外の世帯	第4-2	0	0	
	72,800円以上～77,101円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-3	0	0	
		上記以外の世帯	第4-4	0	0	
	77,100円以上～97,000円未満		第4-5	3,000	3,000	0
	97,000円以上～133,000円未満		第5-1			0
	133,000円以上～169,000円未満		第5-2			0
	169,000円以上～211,200円未満		第6-1			0
	211,200円以上～235,000円未満		第6-2			0
	235,000円以上～301,000円未満		第6-3			0
	301,000円以上～349,000円未満		第7-1			0
	349,000円以上～397,000円未満		第7-2			0
397,000円以上		第8	0			

認定こども園栗ガ丘幼稚園											
階層区分			主食費			副食費					
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子			
生活保護世帯		第1	0	0	0	0	0	0			
町民税非課税世帯	ひとり親/障がい者世帯	第2-1	0	0	0	0	0	0			
	上記以外の世帯	第2-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0			
町民税均等割のみ課税世帯	ひとり親/障がい者世帯	第3-1				0	0	0			
	上記以外の世帯	第3-2				0	0	0			
48,600円未満	ひとり親/障がい者世帯	第3-3				0	0	0			
	上記以外の世帯	第3-4				0	0	0			
48,600円以上～72,800円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-1				0	0	0			
	上記以外の世帯	第4-2				0	0	0			
72,800円以上～77,101円未満	ひとり親/障がい者世帯	第4-3				0	0	0			
	上記以外の世帯	第4-4				0	0	0			
77,100円以上～97,000円未満		第4-5				+	+	+	0	0	0
97,000円以上～133,000円未満		第5-1							0		
133,000円以上～169,000円未満		第5-2							0		
169,000円以上～211,200円未満		第6-1							0		
211,200円以上～235,000円未満		第6-2							3,000	3,000	0
235,000円以上～301,000円未満		第6-3	0								
301,000円以上～349,000円未満		第7-1	0								
349,000円以上～397,000円未満		第7-2	0								
397,000円以上		第8	0								

## 6. 子育て支援事業について

### 一時保育事業

保育園に入園していない乳幼児（生後8か月以上）で、一時的・断続的に家庭で保育が困難となった場合にお子さんをお預かりします。

#### ◆ 対象者

小布施町に住所があり、次の要件のいずれかに当てはまる生後8か月以上就学前の児童

- (1) 保護者の労働、職業訓練、就学等の理由により、断続的に家庭保育が困難となる児童
- (2) 保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急または一時的に家庭保育が困難となる児童
- (3) 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童

#### ◆ 実施日・場所

平日・エンゼルランドセンター

※ひと月あたり最大12日間の利用となります。

#### ◆ 保育時間

通常保育 8:30～16:30  
長時間保育 8:00～8:30  
16:30～17:30

#### ◆ 料金

区分	3歳未満児童	3歳以上児童
4時間まで	750円	500円
4時間超8時間まで	1,500円	1,000円
延長保育	1時間につき100円	



#### ◆ 申込方法

利用を希望する前月の20日までにエンゼルランドセンターへ申請書を提出してください。

### ファミリーサポート事業

町内で子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が会員となって子育てをサポートする事業です。依頼会員、提供会員いずれも町内に住所がある人が対象です。

#### ◆ 実施場所

依頼会員の自宅や提供会員の自宅、エンゼルランドセンターなど、利用者の希望に応じて場所を選択できます。

#### ◆ 利用料金

利用日	対象	利用時間	利用料（1時間あたり）
月曜日～土曜日	3歳以上児	8:00～18:00	500円
	3歳未満児		600円
日曜日、祝日	3歳以上児		600円
	3歳未満児		700円

※援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。

※時間を延長した場合、30分以下は上記の金額とし、30分を超えて1時間までは1時間の料金とします。

※1世帯で複数の子どもを預ける場合は2人目から半額とします。

※その他実費負担がかかる場合があります。

#### 利用料の助成

利用人数に応じて、上記利用料の一部を町が助成します。

1人：200円（1時間あたり） 2人以上：2人目以降1人100円（1時間あたり）

#### ◆ 申込方法

利用日の3日前までにエンゼルランドセンターへ申し込んでください。（緊急の場合はその限りではありません。）

利用前日または当日に預かりの打ち合わせを行います。

※ 上記、子育て支援事業の利用を希望する場合は事前に下記へお問い合わせください。

小布施町エンゼルランドセンター

☎026-247-2137

## 7. 病児・病後児保育について

「病児・病後児保育」とは、仕事等の都合で、病氣中または病氣回復期にあるお子さんの育児を家庭でできない方のために、病院・診療所、保育所などに付設された専用スペースまたは専用施設において、一時的な保育を行うものです。

平成28年4月1日から、長野地域連携中枢都市圏内(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町)の病児・病後児保育施設の相互利用ができるようになりました。

### ◆ 対象者

- 小布施町、長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町在住又は圏内の保育所、幼稚園等に在籍する生後6ヶ月から就学前の児童で、病氣中又は病氣回復期のため、集団保育等が困難な場合（※利用できる児童の年齢は施設により異なりますので、詳細については、直接、施設又は市町村にお問合せください。）
- 保護者が、勤務の都合、疾病、出産(産前産後8週間)、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な場合

### ◆ 実施場所及び利用の詳細

#### ① 長野赤十字病院 病後児保育室ゆりかご

所在地	長野市若里5丁目22番1号
電話	026-226-7753
利用日時	月曜日～金曜日 8:00～17:30 (土曜日、日曜日、祝日、5月1日、12月29～1月3日は休み)
利用日数	1回の利用につき、連続7日まで(休日を含む)
利用料	1日 2,200円

#### ② さかた山風の子保育園(病後児保育)

所在地	須坂市大字坂田218-2
電話	026-248-8920
利用日時	月曜日～金曜日 8:00～17:00(要前日連絡) (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)
利用日数	1回の利用につき、連続7日まで(休日を含む)
利用料	1日 2,100円(3歳以上児は、利用料の他に主食代100円)

#### ③ 千曲中央病院病児・病後児保育施設あひりっこ

所在地	千曲市大字杭瀬下58
電話	026-273-1212
利用日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30(要前日連絡) (土曜日、日曜日、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日は休み)
利用日数	1回の利用につき、連続5日まで(休日を含む)
利用料	住所地等の条件により利用料金が変わります。詳細は千曲市役所こども未来課子育て支援係(026-273-1111)までお問い合わせください。

#### ④ 長野松代総合病院病児保育室「バオバブのおうち」

所在地	長野市松代町松代183
電話	026-278-2031
利用日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30 (土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休み)
利用日数	休日を含め連続の利用は7日間が原則
利用料	1日 2,000円

⑤ 篠ノ井総合病院病児保育室「あいあい」

所在地	長野市篠ノ井会241-1
電話	026-292-1457
利用日時	月曜日～金曜日 8:00～18:00 (土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休み)
利用日数	休日を含め連続の利用は7日間が原則
利用料	↑日 2,000円

⑥ 飯綱町病後児保育室「はぐくみ」

所在地	飯綱町大字黒川1600-13
電話	026-217-5771
利用日時	月曜日～金曜日 8:30～18:00(要前々日連絡) (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)
利用日数	1回の利用につき、連続7日まで
利用料	住所地等の条件により利用料金が変わります。詳細は飯綱町教育委員会こども子育て未来室 (026-253-4769)までお問い合わせください。

⑦ やすらぎ病児保育園

所在地	須坂市大字日滝字寺窪2869-1
電話	026-214-6555
利用日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)
利用日数	休日を含め連続の利用は7日間が原則
利用料	1日 2,100円 (3歳以上児は、利用料のほかに主食代100円)

みらいく小布施病児・病後児保育施設について

◆所在地 小布施町福原54-5

◆電話番号 026-214-6730

◆定員 2名

◆対象者 病児：1歳～未就学児  
病後児：6か月～未就学児

◆利用時間 8:45～17:15 ※延長保育はありません。  
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

◆予約時間 8:30～17:30

◆利用料 2,000円 (給食、おやつ込)

※連日利用の場合、7日間 (土日含む) ご利用可能です。

※利用には、事前登録が必要です。事前登録の翌日からご利用可能です。

※利用方法の詳細は  
直接施設へお問い合わせください。

お迎えサポートについて

在籍している小布施町の保育園・認定こども園でお子さまが体調不良となった時、看護師が保護者に代わって保育園等にお迎えに行き、当施設で保育を行います。必要時、嘱託医またはかかりつけ医へ受診代行いたします。

●利用料 4時間まで1,000円、以降2,000円

※医療費 (受診・薬代金)、タクシー代は別途頂きます。

## 8. 入園に関するよくあるお問い合わせ（Q&A）

Q1	出生前でも申し込みはできますか？	できます。
Q2	個別に園見学はできますか？	できます。直接施設にご連絡をお願いします。
Q3	年度途中からの利用を希望しますが、申し込みはいつ行えば良いですか？	年度途中からの入園もこの期間に申し込みを行ってください。
Q4	就労証明書がまだ揃っていませんが、申請しても良いですか？	申請していただくことは可能ですが、書類が全て揃うまで保育の必要性の審査ができませんので、入園できない場合があります。
Q5	家族や仕事の状況に変更があった場合はどのような手続きが必要ですか？	申し込み後や入園後に家庭の状況や就労先、勤務時間に変更があった場合は園へ連絡してください。状況によって「支給認定変更申請書兼利用申込事項変更届」や「保育の必要性を証明する書類」、それに伴う添付書類の提出が必要です。
Q6	求職中でも申し込みはできますか？	「求職活動」で申し込みできます。ただし、入園から3か月以内に就労証明書を提出してください。
Q7	実家の手伝いをしているも入園の要件に該当しますか？	収入を得て、就労時間の基準を満たす就労をしているのであれば該当します。収入のないものは就労となりませんのでご注意ください。
Q8	年度途中で3歳の誕生日を迎えましたが、保育料は無償になりますか？	保育料の区分は、4月1日時点のクラス年齢で判定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は無償になりません。
Q9	離婚・再婚をした場合、保育料は変更になりますか？	収入の合算が外れる・合算となる等の理由により、変更となる場合がありますので、教育委員会子ども課へご連絡ください。
Q10	保育園を欠席した場合も保育料はかかりますか？	特別な事情を除き、保育料は保育園などを欠席した場合でも減額はされません。
Q11	1年を超える育児休業の延長を希望しています。育児休業延長のための書類はどのようにしたらもらえますか？	「保育所等の利用ができない旨の通知書」は入所申し込みを行ったにも関わらず内定に至らなかった場合に送付しています。申し込みをしていない方には送付することができません。必ず事前に保育所等入所の申請をしてください。
Q12	慣らし保育について教えてください。	慣らし保育とは、入園後、お子さまが保育所等での生活に慣れるまでの間、短い保育時間から徐々に保育時間を延ばしていくことです。慣らし保育の期間は、お子さまの年齢や保育所等により異なりますが、おおむね1週間程度です。なお、入園前に慣らし保育を行うことはできません。
Q13	クラス閉鎖になるときはどんな時ですか？	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の欠席者がクラスの2割となった場合、感染拡大を防止するため、クラス閉鎖を行います。
Q14	休園日はありますか？	日曜日、祝日、12月29日～1月3日です。 また、災害時や特別警報、小布施町の避難情報が発表された場合や、園の建物等が被害を受けるなど安全に保育が行えないと判断した場合は園児、保護者等の生命及び身体の確保のため休園とする場合がございます。予めご了承ください。